

消費生活モニター運営要領

第1 趣旨

この要領は、消費生活モニター設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、消費生活モニター（以下「モニター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

第2 モニター配置数の通知

モニターの市町村別配置数は、要綱第3に基づき配分する。また、別途「消費生活モニター市町村別配置一覧表」を決定し、総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課（以下「総合振興局等」という。）に通知する。

第3 モニターの資格

モニターは、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）指定された市町村に居住する満18歳以上（高校生を除く。）の者で、日常、生活のための商品等の購入等を毎月10日前後に店舗等で行っている者
- （2）モニターとして、職務を遂行する意思のある者
- （3）北海道が主催するモニター研修会に出席できる者

第4 モニターの選定

モニターの選定は、居住地域が偏らないよう行う。

第5 モニターの委嘱等の事務

要綱第2の委嘱等の事務は、総合振興局等が次の各号により行う。

- （1）総合振興局又は振興局の長（以下「総合振興局長等」という。）は、市町村長等に、「消費生活モニター応募者名簿」（様式第1号）及び「承諾書」（様式第2-1号）、「消費生活モニター応募票」（様式第2-2号）の取りまとめと提出を依頼する。
- （2）総合振興局長等は、市町村長等から報告のあった様式第1号、第2-1号、第2-2号を参考にモニター応募者の中から、候補者を選定し、委嘱者の決定を行う。
- （3）委嘱の発令は、原則として4月1日付けで行うこととし、委嘱状を交付する。ただし、年度中途の委嘱は、その事実のあった都度発令する。
- （4）総合振興局長等は、モニターが第3に該当しなくなった場合など必要と認めるときは、年度中途でモニターを解嘱できる。
- （5）委嘱の報告は、様式第2-2号及び「消費生活モニター委嘱者名簿」（様式第3号）により、環境生活部くらし安全局消費者安全課（以下「所管課」という。）に4月5日までに提出する。ただし、年度中途の解嘱及び委嘱等は、その事実のあった都度、様式第2-2号及び「消費生活モニター異動報告書」（様式第4号）により、速やかに報告する。

第6 調査結果の取りまとめ等

- 1 要綱第4の調査等は、所管課が取りまとめの上、情報として道民に提供する。
- 2 その他の調査及び報告についての取扱いは、所管課長がその都度定める。

第7 謝礼金等の支出

要綱第6の謝礼金等の支出に関する事務は、次の各号により総合振興局等が行う。

- (1) 謝礼金は、年4回（毎四半期終了月の翌月）口座振替払により支給する。
- (2) 年度中途の解嘱に伴う謝礼金は、解嘱後速やかに支給するものとし、その支給対象月は、解嘱した月までとする。
- (3) モニターとして要綱第4に規定する職務を行っていないと認められる場合又は要綱第4（3）の報告を郵送提出する際の消印が16日以降（直接提出する際の提出日が19日以降）の場合には、その月の謝礼金を支給しない。
- (4) モニターが研修会等に出席するための旅費は、北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第64号）第9条の規定に基づく行政職1級相当額を支給する。

第8 研修会の開催

要綱第7に定める研修会は、総合振興局等が主催し、原則として4月9日までに開催する。この場合、次の各号により実施する。

- (1) 研修内容は、次のとおりとする
 - ア モニター制度に関すること
 - イ 道の消費生活行政に関すること
 - ウ 物価に関すること
 - エ 消費者保護に関すること
- (3) その他、研修会開催に当たって必要な事項は、所管課と協議する

第9 その他

- 1 研修用テキストは、所管課が作成する。
- 2 価格調査票報告用封筒、価格調査票、価格調査のための手引、モニター通信紙及びアンケート調査票等は、所管課が一括作成して総合振興局等に送付し、総合振興局等においてモニターに配付する。
- 3 モニターの指導は、原則として総合振興局等が行う。
- 4 この要領に定めるもののほか、モニターの設置運営について必要な事項は、所管課長が定める。

第10 施行日

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

この要領は、令和7年1月27日から施行する。

ただし、この要領の第2、第3、第7の規定は、令和7年4月1日以後から適用し、同日前の適用については、なお従前の例による。